



公共高第39号
平成17年4月12日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

医療費の給付に係る第三者への個人データの提供について（通知）

所属所におかれては、常日頃から当共済組合の業務につきまして何かとご協力いただき、ありがとうございます。

さて、医療費の通知につきましては、現在組合員及びその被扶養者分を同じ葉書で組合員あてに送付しているところではありますが、公立学校共済組合個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）の改正により、組合員及びその被扶養者は互いに保護規程に定める第三者となるため、保護規程第10条により特定の場合を除き、それぞれの同意なしには当組合から個人データの提供ができないこととなっています。

つきましては、第三者への情報提供の同意を確認するため、下記事項を所属の組合員に周知してください。

なお、被扶養者に対しましては組合員を通じて周知を図っていただきますようお願いいたします。

また、当共済組合におきましては、個人の権利利益の保護の重要性を認識し、今後とも保護規程を遵守していきますので、その旨につきましても併せて組合員等に周知をお願いします。

記

1 医療費の通知について

- ① 医療費の通知を行う際、組合員に対し組合員及びその被扶養者分をまとめて行うこと。
- ② ①に同意しない場合は、公立学校共済組合高知支部まで申し出てもらうこと。

2 高知県教職員互助会への個人データの提供について

- ① 教職員互助会が給付する医療費補助金の処理に必要なため教職員互助会に個人データを提供すること。
- ② 提供する情報は診療報酬明細書及び組合員原票の内容とし、電子ファイルで提供すること。
- ③ 組合員及びその被扶養者の求めに応じて提供を停止すること。
(公立学校共済組合高知支部に申し出ることによって提供を停止すること。)

3 その他個人情報の取扱いについて

公立学校共済組合は個人の権利利益の保護を図るため、公立学校共済組合が定める個人情報保護規程を遵守すること。